

第7回 船員の健康確保に関する検討会（議事概要）

1. 日時：令和2年7月27日（月）15:30～17:30
2. 場所：中央合同庁舎3号館8階特別会議室（WEB形式）
3. 構成員：構成員名簿のとおり
4. 議事：(1) 船員向け産業医の役割等について
(2) これまでの委員からのご意見とご意見に対する考え方
(3) その他
5. 議事概要

(1) 船員向け産業医の役割等について

【説明事項】

事務局から「資料1 船員向け産業医の役割について」・「資料2 船員向け産業医の確保について」及び「資料3 委員からのご意見とご意見に対する考え方」のうち、産業医に関する部分について、陸上制度の概要並びに船員の現行制度についての概略及び事務局案について説明するとともに、第6回書面意見照会にて委員からあった意見とその意見に対する事務局の考え方についてそれぞれ説明した。

【質疑応答・意見】

（内藤委員）

- ・雇用船員50人未満の使用者に努力義務を課すとあるが、色分けというのは具体的にどのようなものか。雇用船員50人以上には責任を課すとなっているが、50人未満のほうについて、努力目標というのは、時期の目標なのか、内容についての目標なのかを教えてください。
- 50人未満の努力義務については、健康管理に関する全部または一部を医師または保健師等にやっていただくよう努めてもらうことを考えている。施行時期はまだお示しできないが、50人以上の義務も含めていずれも同じ時期に実施することを考えている。50人の区切りは、船員災害防止活動の促進に関する法律でも雇用船員50人の常時使用を一つの区切りとしており、陸上労働でも50人を区切りとしているので、それを参考にしている。
- ・内航業界は50人未満といっても一杯船主と称する乗組員5人で運航する船が全体の80%以上を占めている。50人以上は84社、労働者数でみると2万人のうちの6千人くらいで、非常に小型の小規模の事業者が多い。その小型船の労働環境が厳しいというのが我々の中で認識しているところ。産業保健総合支援センターについては、船社も扱っていただけたことだが、海運事業者が行ったら対応していただけるのか伺いたい。
- 産業保健総合支援センターは独立行政法人で運営されている。地域窓口が設置されており、50人未満の小規模事業場への支援を行っており、船社についても利用可能とされている。訪問指導や産業保健スタッフの派遣など、まとめて対応を申し入れていただく形式。船社も利用可能ということを通達でお示ししているので、さらなる活用をしていただきたいと思いますと考えている。

- ・陸上の実際の運用はどのようになっているのか。だいたい平均で1カ所で何社くらい見ているのか。

(神村委員)

- ・概ね労働基準監督署1カ所ごとに、産業保健総合支援センターの地域窓口が設置されており、そちらに事業者の担当の方が健康診断の結果などを持ち込み相談をして、その登録産業医から意見をもらう形である。地域窓口にお尋ねいただければと思う。

(神村委員)

- ・概ねその理解でいいが、例えば事業者が数社集まって産業医と契約をする事例もあり、そうすると年間を通じて決まった産業医に見てもらえるが、地域窓口の場合には、どの産業医が担当するか不安定で、毎回変わることになるため、ご期待に添えないこともあると思う。

(内藤委員)

- ・内航約3千社のうち、50人以上が100社ないくらいで、残りがすべてそこに該当するので、その中で労働条件、労働時間、労働環境がまちまちであり、組合はあるが立ち上がったアドバイスがなかなか難しい組織なので、そういうことも含め、国交省の担当でどういうやり方があるか、具体的な方法をご提案いただきたい。

(庄田委員)

- ・横浜市の場合、産業保険総合支援センターを利用する場合、4つの区域に分けており、5～6人の産業医の担当者が集まって、4つの区に属する事業所の相談を受けるやり方だった。センターの事務所は一定の場所を決め、そこに来ていただき、当番の産業医が対応していた。月に二桁ない程度の相談の数だったと記憶している。

(立川委員)

- ・陸上の場合に従業員の健康診断の管理をしているが、船員の場合は健康証明で乗船可否を確認しているのみで、事業者はその結果を持っていないが、その場合、産業保健総合支援センターをどう利用するのか教えていただきたい。

→ご相談にあたっては、健康証明の記録をまずは事業者が持つことが基本になる。今回、第3回検討会で提示したが、事業者健康診断の結果の保存義務をかけることを考えているので、それで活用いただければと思っている。すでに記録を保存している事業者は現在でも活用できると考えている。

(立石委員)

- ・資料3の9ページの部分で、巡視について、年1回所有するいずれかの船舶とあるが、内航も同じ考えでいいか。それと、内航の場合、航路や運航スケジュールの関係と産業医の勤務地の近い港で考えると、繰り返し同じ船をまわることにならないか危惧しているが、それに対して何らかの縛りを設ける必要はないか。

→巡視の考え方は内航でも同じである。2点目については、ニーズを確認した上で、産業医を確保できるように努めたいと考えている。また、基本的には全ての船を見ていただけるようにしていただきたいと考えているが、不定期運航が多いので、難しい場合は同一船舶であっても致し方ないと考えている。

(土肥委員)

- ・ 2点ある。事業者の健康情報収集の件は、健康管理以外に使用しないことを法令の枠組みを作り、健康情報が保護されるようにしないといけないことと、職場巡視について、陸上の場合は実際には小さな事業所にたくさん行けなかったり、現在はコロナの影響で出張ができず実施できない状況になっている。その場合には、今の陸上制度では認められていないが、実際にやってみると、ICTを用いて、衛生担当の方が「ここは大丈夫か」というものを画像を送ることによって結構いい職場巡視になる場合もある。船舶の場合はそういうやり方も解決策の1つではないかと考える。

(内藤委員)

- ・ 新型コロナの感染拡大している中での現在の業界の状況について、荷動きが約50%に減っている。鋼材、石油、油などの主要産業の物流について、2~3割、大きいものは5割減っていることで、業界として非常事態になっている。その中で働き方改革ということで、船員の労働環境を良くしたいということは船員部会でも申し上げており、労働時間の遵守も必要だし、健康確保も大切だと理解している。ただ、船員部会とあわせて行われている基本政策部会の中で、例えば、荷主もしくは用船者の理解が大きな問題になっている。その中で、特に、資料3の11ページで申し上げている通り、状況が厳しい中で費用の捻出、産業医への相談内容などもどうするかという問題を抱えている。零細で稼働しているので、健康確保については、用船者等の理解が得られないと非常に難しいことを理解いただきたい。働き方改革についても、同時並行で進めていただいて、その中でできる範囲から進めていきたいと考えている。日本人船員約2万人を使っている立場からすれば、産業医だったりメンタルケアは大切な問題。是非、時間的な経過と、契約が守られるような仕組みで進めていきたいと考えている。国交省におかれてはその辺の見極めをしながらご尽力をお願いしたい。

→荷主等へのご理解については、基本政策部会で並行して議論されており、そちらで対応されている。労働時間管理についても船員部会で継続的に議論されており、それを含めて働き方改革を実施していく、その中の1つのパーツとして健康管理も実施していきたい。準備する期間も含めてしっかり対応していきたいと考えている。

(内藤委員)

- ・ 労働時間についても、今までは船内記録簿を船内に預けた形でやっていたが、これからは陸上で管理責任をするので、船員法の労働時間を遵守し、これ以上動けないといったときに用船者が故意に動かすようなこともあるので、今後はルール決めをお願いしたい。

(田中委員)

- ・ 産業医の数はたくさんいるとのことだが、船員部会の中で、産業医に少しコンタクトをとったが、実際にはなかなか捕まらない状況にある会社もあるとの発言もあった。できるだけ助走の期間は必要だと思う。常勤のケースはそんなになんかと思うので、みなさんと共同でお願いするなどして、その場合、どのくらいのコストがかかるかが概算で分かれば、みなさんある程度安心するのではないかと。助成金についても、義務化前に始めれば50人以上でも対象とのことなので、できるだけスムーズに入れるように、コストインパクトも大きくないこと

も必要な範囲でご説明いただければ安心すると思う。

(神村委員)

- ・船員の労働状況は産業医側もまだ分かっていないので、ご提案いただいている DVD などを作成していただくなどあってこそ、日本医師会としても船員の産業保健についてアナウンスできると思う。
- ・健康情報の保護は当然のこと。また、健康診断の項目について事業者が全部把握するのは当然のこと。その結果を見て、事業主がその労働者を働かせていいかの判断について意見をする位置にいるのが産業医。
- ・また、実際に巡視にいけない際の ICT について、現行の労働安全衛生法では画像による巡視は認められていないが、コロナの影響も見据えて、ICT を用いて巡視に替えられる可能性も探りつつ、海上労働の船員さん方の産業保健に資する方向性を考えたいと思う。
- ・久宗座長より、ここで議題を進めていく旨の話があり、最後に巡視の方法に関して WIB による手法もあること、また、社会実験を今後行うこと等についてコメントがあった。

(2) これまでの委員からのご意見とご意見に対する考え方

【説明事項】

事務局から「資料3 委員からのご意見とご意見に対する考え方」により、これまでの検討会で委員からいただいた意見を紹介したうえで、その意見に対する事務局の考え方について説明した。

(内藤委員)

- ・11ページの安全衛生委員会について、私の会社は50人以上いるので安全衛生委員会は休暇中の船員を呼び出して、特に労災、健康管理、船内環境について、ISMのルールに従って船員から改善方法や管理について行っている。年に一度ということで、開催が非常に難しい。
 - ・安全衛生委員会を開催していても、なかなか監査を行う運航労務監理官の監査があまりされていない。ISMは毎年、外部監査を受けている。健康管理に関しても外部からの監査が最終的な効果をあげる方法かと思うので、小型船に関して、安全を確保、健康管理ができる監査をしてほしい。
 - ・船主業と船舶管理業の2つあるが、船舶管理業のほうは監査があまり行われていない。その中で、そういう監査がどう行われているかお伺いしたい。
- まず、監督指導に関しては、船員部会で労働環境の改善とあわせて健康確保も念頭において、働き方改革の実効性の確保という観点から、今後の監督指導の重要性について議論しており、引き続き監督指導の在り方について行政内部でも責任をもって議論していきたいと考えている。船舶管理の話に関しては、現在、基本政策部会で議論されていると我々は認識しているので、引き続き、そちらでの議論を進めていただければと考えている。
- ・特に船舶管理会社は3つ要素があり、安全管理、船員管理、衛生管理がトータルで行われて

いると理解しているので、働き方改革の中の大きな位置を占めるものと考えているので、是非ご指導と議論をお願いしたい。

(佐々木委員)

- ・船員の健康確保においては、労働と生活の両面から支援する必要があると考えている。乗船期間は労働と生活が一体化していること、また、健康支援を考えると休みの間の生活支援も重要と考えている。保健師は労働と生活の両面から健康支援を行えるので、是非、保健師を積極的に活用いただくことを検討いただきたい。

(山下委員)

- ・船員手帳の健診データがあるにもかかわらずコピー等もされていないとのこと。ポピュレーションアプローチができるようなデータが集約されていない印象を受ける。船員手帳の情報を特定健診と同じようにデジタル化して、データ分析する方向性を探った方がいいのではないか。
- ・職場巡視や健康相談にオンラインを導入することは、参加者がバラバラにいたり、時間があわなかったり、また、コロナによる新しい生活という観点からも積極的に考える必要があると思う。陸上でも職場巡視が実際にはできていないのが現状と認識しているので、実効性を高めるためにはオンラインでの面談を積極的に進める必要があると考える。
- ・ただ、オンラインの健康相談に関しても、なかなか時間があわない可能性があるし、産業医と面談するハードルは高いと思うので、いわゆるテキストチャットで健康相談のやりとりをおこない補完していく考えが大事。オンラインの面談にテキストチャットを合わせることは、実臨床でも実効性があると認識しているので、そういう方向も踏まえて施策を作っていただきたい。

(白石委員)

- ・当方でも WEB は少しハードルが高いと思うので、テキストチャットなどからまず始めるのは賛成。実情、内航船の予定が決まるのが前日の午後？4時とかになるので、そこから先生に巡視に来てほしいと言っても対応できるのか不安。また、ターミナルの入り、救命胴衣、作業衣や安全靴などを産業医の先生に着用していただき、訪船していただくのが現実的に可能なのかも感じる。
- ・船員手帳のコピーなどは、ラインのカメラなどでもできるようになっており、情報のデータ収集は簡単にできるのではないかと考えている。WEB やテキストチャットによる方法は是非検討いただきたい。

(吉川委員)

- ・小型船での安全衛生確保は、助成金を活用して、複数事業者での産業医の共同選任を推進することが効果的ではないかと思う。そのときの医学的判断助言は産業医、保健指導サポートは保健師など、複数の専門家によるチームで支援をしている産業保健サービス機関が選ばれようようなモデルを作ることが重要だと思う。

(福田委員)

- ・オージオメーターで検査すると脱落者がかなり出るのではないかとのことだが、騒音性難聴の早期発見は高音域での検査が必須であり、会話の検査では漏れてしまうので、オージオメーターはこれからの船員には騒音性難聴を予防するためにも必要。

一方、機関室などで働いている方の中には聴力低下が見られるとのことだが、現在の船員手帳の合格基準で対応しながら、今後は騒音性難聴の発生を抑制し船員の健康確保をきちんとやっていく方向でいいのではないかと。

(吉川委員)

- ・騒音性難聴の対策もそうだと思うが、単独の産業医の先生と単独の事業所の契約だと産業医のキャパの問題だったり、騒音性難聴といったときにどんな助言指導をしたり、どんな機械をといたときに難しいと思うが、産業保健サービス機関という形で、複数の専門家がいるところが増えており、そういうところと契約できるよう、小規模事業所がいくつか集まってお見合いできるようなものをそれぞれの団体がサポートするといいいのではないかと。
- ・例えば、乗組員5人の船で誰かが脳卒中で倒れた際に、契約しているところがあれば、産業医でなくても医学的に助言ができる医師に繋げることもできるチャンネルを持ったところが産業保健サービスとして出てくると思う。必要に応じて保健師が指導できたり、安全の問題も助言ができたりするなど、メンタル等と連携が取れるような、少し緩やかな産業保健サービスもうまく入るような形にすると、全体の質の向上になると思う。

(内藤委員)

- ・働き方改革の中できちんとルールを決めていただければ、船員の安全、健康確保を並行して進めていきたいと考えている。健康管理は非常に大切な問題だし、これから若い人たちが働く場を内航に求めていただくためにはやるべきだと思っている。そのためにはルール作りが必要。この業界は3千社あるが、海運組合の地方組織がそれぞれあり、なかなか考えがまとまらない、荷主の系列が違って協力できるところが少ない、バラバラになってしまう難点もある。船員問題だけでなく、全体像を考えていただきたいと思う。
- ・久宗座長より、これまで出た意見を踏まえ、検討会のとりまとめを事務局で行う旨の発言があった。
- ・第8回検討会については、改めて日程調整する旨事務局から連絡し、閉会となった。

以上